

第十六号議案

江戸川区国民健康保険条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十三年二月十五日

提出者

江戸川区長

多

田

正

見

江戸川区国民健康保険条例の一部を改正する条例
江戸川区国民健康保険条例（昭和三十四年十一月江戸川区条例第十八号）の
部を次のように改正する。

第四条中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に改める。

「第八条及び第八条の二 削除」を「第八条 削除」に改める。

第十条第一項中「三十八万円」を「四十二万円」に改める。

第十五条を次のように改める。

（一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定）

第十五条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の
所得に係る地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所
得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第三十三条
の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第三十三条
の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第
四項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二
十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四
条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第
一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同
法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除し
た金額）、地方税法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額（租

税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額、地方税法附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十一項若しくは第十五項又は第三十五条の三第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第三百二十四条の二第二項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に第十五条の四の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 前項の場合における地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額を算定する場合においては、同法第三百十三条第九項中雑損失に係る部分の規定を適用

しないものとする。

第十五条の四第一項第一号中「百分の八十」を「百分の六・一三」に、「百分の五十四」を「百分の五十六」に、「当該年度の住民税額」を「賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等」に、「第二十九条の七第二項第六号ただし書」を「第二十九条の七第二項第四号ただし書」に改め、同項第二号中「百分の四十六」を「百分の四十四」に改め、同条第二項を削る。

第十五条の六中「当該年度分の住民税額」を「賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等」に改める。

第十五条の八中「五十万円」を「五十一万円」に改める。

第十五条の九中「になる額」を「となる額」に改める。

第十五条の十一中「当該年度分の住民税額」を「賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等」に、「第十五条の十二」を「次条」に改める。

第十五条の十二第一項第一号中「百分の二十三」を「百分の一・九六」に、「百分の五十四」を「百分の五十九」に、「当該年度の住民税額」を「賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等」に、「第二十九条の七第三項第五号ただし書」を「第二十九条の七第三項第四号ただし書」に改め、同項第二号中「百分の四十六」を「百分の四十一」に改め、同条第二項を削る。

第十五条の十四中「当該年度分の住民税額」を「賦課期日の属する年の前年の

所得に係る基礎控除後の総所得金額等」に改める。

第十五条の十六中「十三万円」を「十四万円」に改める。

第十六条の三中「当該年度分の住民税額」を「賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等」に、「第十六条の四」を「次条」に改める。

第十六条の四第一項第一号中「百分の二十三」を「百分の一・三七」に、「当該年度の住民税額」を「賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等」に、「第二十九条の七第四項第五号ただし書」を「第二十九条の七第四項第四号ただし書」に改め、同項第二号中「一万二千元」を「一万三千二百円」に改め、同条第二項を削る。

第十六条の五中「十万円」を「十二万円」に改める。

第十六条の六を削る。

第十九条第三項を削る。

第十九条の二中「五十万円」を「五十一万円」に、「十三万円」を「十四万円」に、「十万円」を「十二万円」に改め、同条第一号中「地方税法第七百三条の五の規定の例により算定した総所得金額及び山林所得金額の合算額が、同法」を「算定した地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額（同法第三百十七條の二第一項第二号に規定する青色専従者給与額又は同法第三百十三條第五項に規定する事業専従者控除額については、同条第三項、第四項又は第五項の規定を適用せず、また、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第五十七條第一

項、第三項又は第四項の規定の例によらないものとし、地方税法第三百十四条の二第一項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十一項若しくは第十五項又は第三十五条の三第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法に改め、同号ハ中「八千四百円」を「九千二百四十円」に改め、同条第二号中「山林所得金額」の下に「並びに他の所得と区分して計算される所得の金額」を加え、同号ハ中「六千円」を「六千六百元」に改め、同条第三号中「山林所得金額」の下に「並びに他の所得と区分して計算される所得の金額」を加え、同号ハ中「二千四百円」を「二千六百四十円」に改める。

第十九条の三中「都民税額及び特別区民税額」を「規定する総所得金額」に改め、「都民税及び特別区民税の課税標準である」及び「（昭和四十年法律第三十三号）」を削り、「給与所得を」を「給与所得については、」に、「として計算した場合における都民税及び特別区民税の額に相当する額」と、第十五条第三項中「都道府県民税額及び市町村民税額」とあるのは「都道府県民税額及び市町村民税額（特例対象被保険者等の都道府県民税及び市町村民税の課税標準である総所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得を同条第二項の規定によつて計算した金額の百分の三十に相当する金額として計算した場合における都道府県民税及び市町村民税の額に相当する額）」とを「によるものとする。第二項において同じ。」と、「所得の金額（同法」とあるのは「所得の金額（地方税法」とに、「総所得金額」を「総所得金額（同法」に、「」と、「同法」とあるのは「地方税法」を「地方税法」に改める。

付則第三条中「（以下「公的年金等所得」という。）」を削り、「この規定中「地方税法第七百三条の五の規定の例により算定した総所得金額」とあるのは「地方税法第七百三条の五の規定の例により算定した」を「同条第一号中「総所得金額（同法」とあるのは「」に、「」と、「同法」とあるのは「地方税法」を「によるものとし、地方税法」に改める。

付則中第四条から第九条までを削り、第十条を第四条とし、第十一条を削り、

第十二条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（平成二十三年度及び平成二十四年度における保険料の所得割額の算定の特例）

第六条 平成二十三年度及び平成二十四年度における第十五条第一項、第十五条の六、第十五条の十一、第十五条の十四及び第十六条の三に規定する基礎控除後の総所得金額等の算出においては、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる金額を控除するものとする。

一 当該年度分の地方税法の規定による都民税及び特別区民税（同法の規定による道府県民税及び市町村民税を含むものとし、同法第五十条の二及び同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割の額並びに同法第二十四条第一項の規定によつて課する利子割額、配当割額及び株式等譲渡所得割額を除く。

以下この号において同じ。）が課されない者（条例の定めるところにより当該都民税及び特別区民税が課されない者を含む。） 賦課期日の属する年の

前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の百分の七十五に相当する金額

二 前号に該当しない者であつて、課税標準額（賦課期日の属する年の前年の

所得に係る地方税法第三百十四条の三第一項に規定する課税総所得金額、課

税退職所得金額及び課税山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される

所得の金額（同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る課

税配当所得の金額、同法附則第三十三条の三第五項第一号に規定する土地等

2

者に係る課税事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する課税長期譲渡所得金額、同法附則第三十五条第五項に規定する課税短期譲渡所得金額、同法附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額、租税条約等実施特例法第三条の二第二十項に規定する条約適用配当等の額をいう。ㄱの用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。ㄴの合計額（千円未満の端数があるとき、又はその全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額）をいう。以下この条において同じ。ㄷが百万円以下で、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等が課税標準額の百分の百五十の金額を超える者、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等から課税標準額の百分の百五十の金額を控除した額の百分の五十に相当する金額

三 第一号に該当しない者であつて、課税標準額が百万円を超え、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等が課税標準額の百分の百五十の金額を超える者、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等から課税標準額の百分の百五十の金額を控除した額の百分の百

2 分の二十五に相当する金額

者の賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等及び課

世帯主又は当該世帯に属する被保険者が特例対象被保険者等であつて、当該

税標準額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれているときは、当該給与所得については、同条第二項の規定によつて計算した金額の百分の三十に相当する金額を当該者の給与所得として前項の規定を適用する。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第四条の改正規定は平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の江戸川区国民健康保険条例（以下「新条例」という。）第十条第一項の規定は、平成二十三年四月一日以後の被保険者の出産について適用し、同日前までの出産については、なお従前の例による。

3 新条例第十五条、第十五条の四、第十五条の六、第十五条の八、第十五条の十一、第十五条の十二、第十五条の十四、第十五条の十六、第十六条の三から第十六条の五まで、第十九条の二、第十九条の三、付則第三条及び付則第六条の規定は、平成二十三年度分の保険料から適用し、平成二十二年度分までの保険料については、なお従前の例による。

4 この条例による改正前の江戸川区国民健康保険条例第十六条の六、第十九条第三項及び付則第四条から付則第九条までの規定は、平成二十二年度分までの

保険料については、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

（説明）

所得割の賦課方式について、所得から基礎控除額を差し引いた段階で賦課する方式に改めるほか、保険料率等を改める必要があるもので、本案を提出いたします。